

余市町低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「法」という。）に基づき、余市町長（以下「町長」という。）が行う低炭素建築物新築等計画（以下「計画」という。）の認定及び変更の認定（以下「認定等」）に係る審査事務を合理的かつ効率的に行うために必要な事項について定めるものとする。

(認定基準)

第2条 計画は、法第54条第1項第1号から第3号までに規定する認定基準に適合するものとする。

2 都市の低炭素化を促進するために、都市の緑地を保全することに配慮することとし、その内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) 低炭素建築物の新築等をしようとする地域に、次に掲げる計画が定められている場合は、その計画に適合するものであること。

ア 都市緑地法（昭和48年法律第72号）第5条第1項に規定する緑地保全地域

イ 都市緑地法第12条第1項に規定する特別緑地保全地区

ウ 都市緑地法第34条第1項に規定する緑化地域

エ 生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条第1項に規定する生産緑地地区

オ 都市計画法（昭和43年法律第100号）第12条の4第1項各号の計画（地区計画等）

(2) 低炭素建築物の新築等をしようとする地域に、次に掲げる協定等が定められている場合は、その協定等に適合するものであること。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第69条に規定する建築協定

イ 都市緑地法第45条第1項に規定する緑地協定

ウ 余市町の定める条例、要綱等により緑地の保全に関する制限等の内容

(3) 次に掲げる土地の区域内に低炭素建築物の新築等をしようとするものでないこと。

ア 都市計画法第11条第1項第2号に規定する緑地の区域

(事前審査)

第3条 申請者は、町長に申請書を提出する前に、住宅の用途に供する建築物である場合は、住宅の品質確保の促進に関する法律（平成11年法律第81号。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関に低炭素建築物新築等計画に係る

技術的審査を依頼し、住宅以外の用途に供する建築物である場合は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関に低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査を依頼し、低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査適合証(以下「適合証」という。)(第1号様式)の交付を受けるものとする。

2 前項の適合証は、法第54条第1項第1号(エネルギーの使用の合理化等)に定める認定基準について、次の各号に定める認定基準の区分の全てに適合することを証したものでなければならない。

- (1) 外皮性能基準
- (2) 一次エネルギー消費量の基準
- (3) その他の低炭素化に資する措置に関する基準
(事前届出等)

第4条 申請者は、町長に申請書を提出する前に、第2条第2項に規定する地区計画等、建築協定、その他条例、要綱に定められている届出等の手続きを完了しているものとする。

(認定申請)

第5条 申請者は、法第53条第1項に規定する認定の申請をするときは、法施行規則(平成24年省令第86号)第41条に規定する認定申請書を町長に提出するものとする。

2 前項の申請に併せて法第54条第2項の申し出を行おうとする場合には、申請者は前項の認定に必要な図書に建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請書を添えて、町長に提出しなければならない。

(認定申請に必要な図書)

第6条 申請者は、法施行規則第41条に定める図書のほか、次の各号に定める図書を提出するものとする。

- (1) 第3条第1項の適合証
- (2) 第2条第2項に定める基準に適合することを確認するために必要な第4条に規定する手続きに関する書類(通知書又は届出書(受付印等のあるもの)等)の写し

(認定の通知)

第7条 町長は、計画の認定をするときは、法施行規則第43条第1項の規定により、申請者へ認定通知書を交付する。

(計画の変更申請)

第8条 申請者は、法第55条に規定する変更の認定の申請をするときは、法施行規則第45条に規定する変更認定申請書を町長に提出しなければならない。

2 前項の規定は、前条までの規定を準用する。

(取下げ届)

第9条 申請者は、認定を受ける前に申請を取り下げるときは、取下げ届（第2号様式）1部を町長に提出しなければならない。

(取りやめ届)

第10条 計画の認定を受けた者（以下「認定建築主」という。）は、認定低炭素建築物新築等計画の建築を取りやめるときは、認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築を取りやめる旨の届出書（第3号様式）1部に認定通知書を添えて、町長に提出しなければならない。

(完了の報告等)

第11条 認定建築主は、認定を受けた計画の建築物の建築工事が完了したときは、認定低炭素建築物新築等計画に従って建築工事が行われた旨を建築士が確認し、速やかに、認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築工事が完了した旨の報告書（第4号様式）1部を町長に提出しなければならない。

2 法第56条により町長から報告を求められた認定建築主は、認定低炭素建築物状況報告書（第5号様式）1部を町長に提出するものとする。

(認定しない旨の通知)

第12条 町長は、認定及び変更の認定の申請に係る計画の認定をしない場合は、認定しない旨の通知書（第6号様式）を申請者に送付するものとする。

(改善命令)

第13条 町長は、法第57条の改善命令が必要と認めるときは、改善命令書（第7号様式）により行うものとする。

(認定の取消)

第14条 町長は、法第58条の規定による認定の取り消しが必要と認めるときは、認定取消通知書（第8号様式）により行うものとする。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は別に定める。

附 則（平成24年12月28日告示第74号）

この要綱は、平成24年12月28日から施行する。

附 則（平成26年2月17日告示第2号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日告示第43号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月30日告示第24号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。